

学校いじめ防止基本方針

香川県立津田高等学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、特定の教員のみで判断せず「いじめ防止の対策のための組織」を活用して行う。この際、いじめには、多様な形があることを考慮し、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「いじめ」には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが大切である。その基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。具体的には、

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、授業・部活動など教育活動全体を通じて全教職員で指導する。
- ・ 地域との交流や学校行事等を通して、自己有用感や自尊感情を育成して、生徒一人ひと

りが尊重される人間関係作りを行うとともに、いじめを許さない学校づくり、ホームルームづくり、仲間づくりを推進する。

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受けとめることができる体制を整備する。
- ・ いじめの生徒に対しては、懲戒処分等の措置や警察への通報も含め、毅然とした指導を行う姿勢を日ごろから示しておく。
- ・ いじめられている生徒や情報提供者に対して、学校が徹底して守り通す姿勢を日ごろから示しておき、いじめの傍観者を作らないようにする。

3 学校いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、次のメンバーで構成する「いじめ防止等対策委員会」を設置し、校長が委員長を務めるものとする。なお、波線部のメンバーは、定期的に情報交換を行い、いじめの兆候を見逃さないようにする。

構成員	校長、教頭①、 <u>教頭②</u> 、 <u>生徒指導主事</u> 、 <u>教務主任</u> 、 <u>人権・同和教育主任</u> 、 <u>教育相談部長（特別支援コーディネーター）</u> 、 <u>学年主任</u> 、 <u>養護教諭</u> 、 <u>ＳＣ</u> 、 <u>ＳＳＷ</u>
-----	--

4 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止の取組

- いじめの未然防止を図るため、年間計画に基づき、全ての教育活動を通して、生徒の健全な成長に努める。
- 多様な生徒に対して、個々に応じた学力の定着を図るような分かる授業を行うとともに、進路意識の高揚を図る進路指導を充実させ、目的意識を持って学校生活が送れるように努める。
- 豊かな情操や心の通うコミュニケーション能力を育むホームルーム活動や学校行事を実施する。
- 自主性と協調性、規範意識等を育む部活動に努める。
- インターネット上での誹謗中傷等、今日的な課題にも対応する。

(2) 早期発見の取組

- アンケート（被害調査）を年間２回行う。
- 個人面談を定期的に行う。
- 教員やＳＣ、ＳＳＷに相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを発見したら、傍観者にならず、すぐに通報するよう指導を行う。

(3) 早期対応の取組

- 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、チームで指導を行う。
- 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるよう丁寧な説明を行う。
- 事案の内容によって、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。
- いじめ発見時のフローチャート（別紙①）により適切に対応する。

(4) いじめの再発防止について

- いじめの再発を防止するため、いじめ防止等対策委員会が適切な措置を講ずる。

(5) その他

- 全教職員がいじめ問題への自身の取組状況について、年１回以上チェックする。
- 「いじめ」に関する現職教育を年１回以上行う。